



【入学資格に関する注記(※)】

- ※1 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- ※2 文部科学大臣が指定する専門学校（修業年限が4年以上等）を修了した者
- ※3 修業年限が2年以上で総授業時間数が1,700時間以上又は62単位以上の専門学校を修了した者
- ※4 修業年限が2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校等の専攻科を修了した者
- ※5 高等学校に2年以上在学した者（またはこれに準ずる者）で、大学が定める分野で特に優れた資質を有する者
- ※6 大学に3年以上在学した者（またはこれに準ずる者）で、大学院が定める単位を優秀な成績で修得した者
- ※7 医学・歯学・薬学・獣医学の博士課程への飛び入学については、大学の医学・歯学・一部の薬学・獣医学の課程に4年以上在学した者（またはこれに準ずる者）で、大学院が定める単位を優秀な成績で修得した者

【修業年限に関する注記(◆)】

- ◆1 医学・歯学・獣医学・薬学（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）は修業年限6年
- ◆2 商船に関する学科は修業年限5年6か月
- ◆3 専攻科の修業年限は1年以上

【編入学について】

大学(学士課程)、専門職大学への編入学においては、必ずしも3年次への編入とは限らない